地方分権改革について

平成２９年４月１４日
地方分権推進特別委員会

１．最近の動向

（１）「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」(H28.12.20 閣議決定)

・提案募集方式により地方から提案された 196 事項のうち、150 事項が措置。
（実現・対応の割合 76.5%）

＜主な措置内容＞

地方創生	公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和等
子ども･子育て支援	幼保連携型認定こども園の施設に関する基準の見直し（園庭、遊戯室の設置基準）
一億総活躍社会	指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の移譲
その他	国定公園における大規模な工作物の新築等に係る国への協議の廃止

※現在、上記対応方針を踏まえた第７次分権一括法が国会に提出。

（２）地方版ハローワークの取組（参考資料１）

・平成 28 年 5 月に成立した第 6 次分権一括法により、いわゆる地方版ハローワークの設置が認められたところ。
・現在、鳥取県はじめ各県で地方版ハローワークの設置が拡がりつつある状況。

２．「地方分権に関する研究会」について

（１）設置に至る経緯等

・平成 28 年 7 月 28、29 日に福岡県で開催された全国知事会議での議論等を踏まえ、地方分権推進特別委員会の下に「地方分権に関する研究会」を設置。

＜研究会委員等一覧＞　（敬称略）

〈学識経験者〉		〈関係知事〉	
大石　眞	京都大学名誉教授（座長）	平井　伸治	鳥取県知事 （地方分権推進特別委員会委員長）
横道　清孝	政策研究大学院大学 理事・副学長（座長代理）	飯泉　嘉門	徳島県知事 （総合戦略・政権評価特別委員会委員長）
飯島　淳子	東北大学 法学部教授	石井　隆一	富山県知事 （地方税財政常任委員会委員長）
井手　英策	慶應義塾大学 経済学部教授	古田　肇	岐阜県知事 （総務常任委員会委員長）
大屋　雄裕	慶應義塾大学 法学部教授	〈アドバイザー〉	
小西　砂千夫	関西学院大学 人間福祉学部教授	神野　直彦	東京大学名誉教授
諏訪　雄三	共同通信社 編集委員　論説委員		
谷　隆徳	日本経済新聞社 編集委員兼論説委員		
新川　達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授		

・残り２回程度開催の上、本年夏、岩手県で開催予定の全国知事会議において研究成果を報告予定。

（２）これまでの議論の状況（参考資料２）

・第１回（H28.11.2）：今後の進め方等
・第２回（H28.12.26）：地方分権改革
・第３回（H29.2.2）：地域のガバナンスと住民自治
・第４回（H29.3.29）：憲法と地方自治

※このうち、第３回研究会において、なお残された課題である、①福祉分野における「従うべき基準」、②地域交通に関する全国アンケート調査を実施し、その結果を報告。**（参考資料３）**

参考資料１

新たな雇用対策の仕組み ～ハローワークの地方移管～

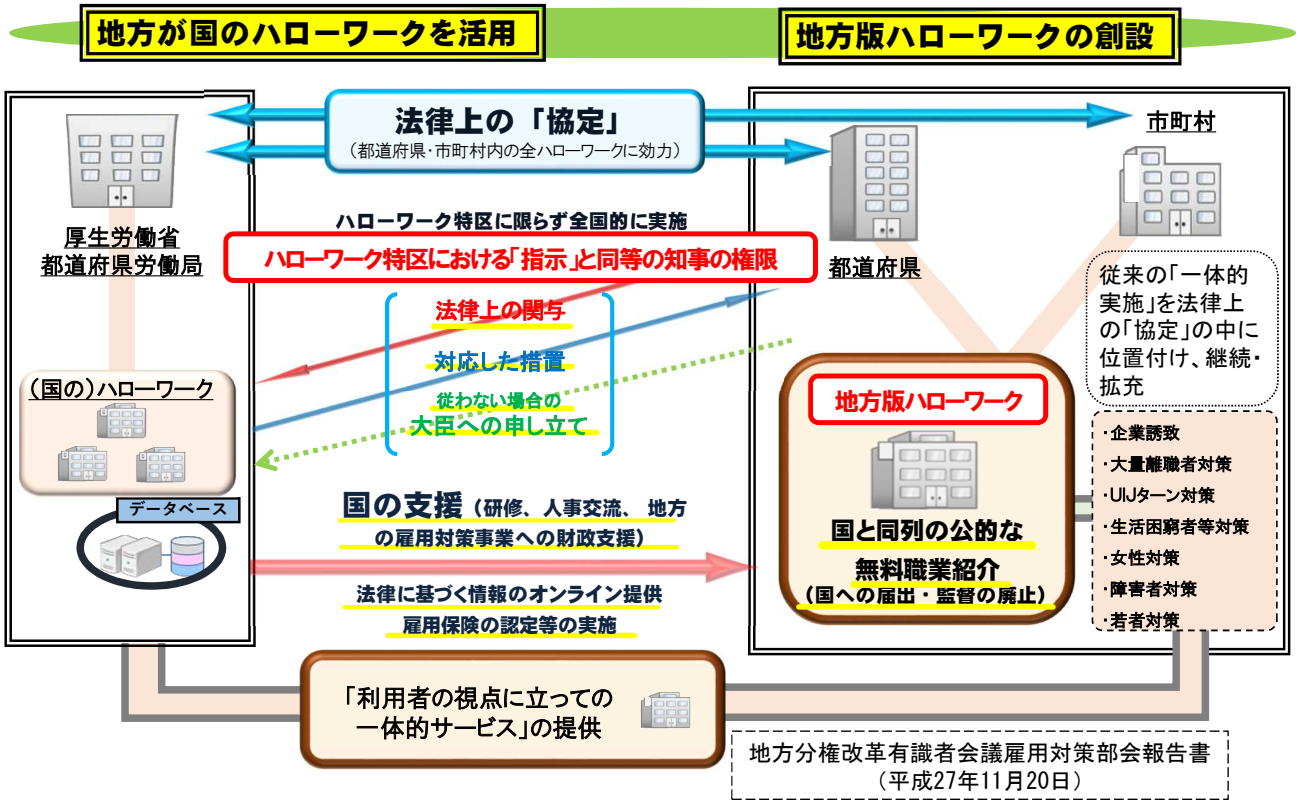

全国における主な取組

鳥　取　県

鳥取県立ハローワークを開設し、県の「産業施策」、「雇用施策」、「移住施策」と一体となった求職者と企業の一貫支援による効果的なマッチングを行い、地方創生と一億総活躍を実現　※人材不足が顕著な県西部地域で先行的に開設（7月予定）

県民の活躍する場を拡大
- ○女性と若者の正社員就職の支援
- ○シニアを含めた一億総活躍を支援

IJUターンによる産業人材確保
- ○東京・大阪の拠点と連携した移住・就職支援
- ○学生・専門技術人材の県内就職支援

企業の人材確保の支援の強化
- ○産業移住施策と連動した人材確保の支援
- ○「働き方改革」を支援し、魅力ある職場へ転換

県立米子ハローワーク＝女性サポートセンター・IJUサポートセンター等を内部に設け、企業の人材確保を強化
県立境港ハローワーク＝地域の雇用戦略拠点として、主力産業の支援や増加する立地企業・観光産業の人材を確保
東京・大阪拠点＝企業説明会、IJUターン就職者との交流会、鳥取県の魅力を伝えるセミナー等の定期的開催

土曜日開所
移動ハローワーク
↓
県民の利便性向上

福　島　県

東京に設置した就職相談窓口を福島県版ハローワークに移行

○首都圏に進学した大学生等のＵターンを促進するため、東京に設置している就職相談窓口を委託から県直営（地公法第３条第３項第３号の特別職）とし、地方版ハローワークとして運営（２名体制）
○福島県版ハローワークとは別に営業部門を設置し、大学訪問やイベント等を実施

⇒ ＵＩＪターン者の増加、若者の還流につなげる。

福島県版ハローワーク（2名体制）※県が直営で実施
場所：有楽町ふるさと回帰支援センター内
「福が満開、福しま暮らし情報センター」
開設時期：平成29年４月１日開設済
- ●本県の実情に応じたきめ細かな職業紹介
- ●定住、二地域居住担当と連携し、住まいや生活環境等、暮らしやすさをＰＲしながらの就職相談

＋

営業部門（４名体制）※委託で実施
場所：委託事業者のオフィス（都内）
- ●大学訪問　●企業訪問　●イベント企画
- ●首都圏大学との就職協定締結
- ●協定締結校との連携による就職支援イベント等
- ●ふくしま若者会議

全国における主な取組

埼　玉　県

特区として開設した「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」（JR武蔵浦和駅・徒歩3分）に、県独自の職業紹介による企業の人材確保支援の機能を追加

求職者支援【県、国】

【県】
就職相談、セミナー

↓

【国　（ハローワーク）】
職業紹介

一体的実施

＋

企業支援【県】

埼玉県企業人材サポートデスク
（企業訪問・求人開拓・求人相談）

↓

企業面接会の開催
県独自求人開拓企業や重点施策推進
企業の求人充足を支援

地方版ハローワーク

⇒

求人・求職者のマッチングを支援

兵　庫　県

「カムバックひょうご東京センター」に、職業紹介を行う「カムバックひょうごハローワーク」を併設し、移住相談と就労相談を一体的に実施

実施方法：県直営
場所：東京都千代田区大手町（パソナグループ本部ビル地下１階）
開設時期：平成29年４月１日開設済

業務内容
○ハローワークの求人情報に加え、県独自の求人情報に基づく職業相談・紹介
○首都圏大学のキャリアセンターと連携した兵庫県企業のPR
○出張職業紹介（カムバックひょうご東京センターが出展するUターンイベント等）
○各県機関と連携した支援情報の提供（起業家支援補助金や就農相談等）

全国における主な取組

徳　島　県

徳島県の強みである「製造業」を中心に，「技能・技術者等人材」の確保拠点

名称：徳島県すだちくんハローワーク
場所：県立中央テクノスクール・ろうきんホール内
開設時期：平成29年３月30日開設済

～「徳島県すだちくんハローワーク」の特色～
○技能・技術者の「求人開拓」
○求職者に対するきめ細かな「キャリア・カウンセリング」の実施
○隣接する県内企業の総合的応援拠点「徳島経済産業会館（ＫＩＺＵＮＡプラザ）」を通じた産業界との連携
○県の施策（ジョブステーション・プロフェッショナル人材戦略拠点）との緊密な連携による
「求人・求職情報のワンストップ化」

香　川　県

地方版ハローワークによる県内就職の促進

名称：香川県就職・移住支援センター　「ワークサポートかがわ」
場所：サンポート高松マリタイムプラザ２階
開設時期：平成29年４月３日開設済

－県内就職の促進と人材不足の解消を図る３つのコンセプト－
①若者の就職支援拠点
インターンシップの推進、合同就職面接会等の開催
②県外からの就職支援拠点
就職支援サイト「ｊｏｂナビかがわ」のＰＲ、県外に進学した学生に対する県内企業の情報提供
③特定分野の人材確保拠点
人材不足が顕著な分野への就職支援

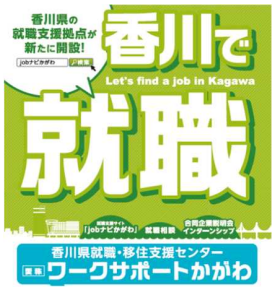

参考資料２

地方分権に関する研究会における議論の状況

第１回（平成28年11月2日）

○　座長に大石京都大学大学院教授、座長代理に横道政策研究大学院大学副学長を選任

○　研究会をテーマ毎に議論していくことを決定

研究会での主な意見

・正の分配の時代から負の分配の時代になりつつある。負の分配は地方の状況に合わせて適切に行われないと、極めて深刻な影響をもたらす。この意味で、地方自治の意義、地方における合意形成の意義は今後更に重くなる。

・時代の変化に応じて、価値中立型の社会から共生型の社会に変化していかなければいけないのではないか。新しい時代における自治行政や自治体のあり方を根本的に問わなければいけない。

・権限はもらっても、補助金や交付金等国の予算をもらわないと地方は新しいことができない。本当に住民にとって満足度が上がる地方の政治、地方分権が必要。

地方分権に関する研究会における議論の状況

第２回（平成28年12月26日）

テーマ：地方分権改革について

○　神野直彦東京大学名誉教授をゲストスピーカーとして招き、講演後意見交換

○　神野名誉教授が研究会のアドバイザーに就任

研究会での主な意見

・地方分権改革は永久運動である。地方分権を推進することが国民にとって必要なのだということを実感してもらい、着実に進めていくべき。

・今までの地方分権改革は団体自治に重きを置いていた。これからは住民自治から上げていく、地方から声を上げていくというのが重要ではないか。

・地方自治法によって地方六団体に付与されている意見具申権等既存の仕組みをもっと活用すべき。

地方分権に関する研究会における議論の状況

■ ■ ■　第３回（平成29年2月2日）　■ ■ ■

テーマ：地域のガバナンスと住民自治について

○　座長代理である横道清孝政策研究大学院大学副学長講演後、意見交換

研究会での主な意見

・自由で多様性を認める、その中で障害となる問題を自分たちで解決していくという自治の精神が最近薄れてきているのではないか。

・広域連携や公民連携等により今あるリソースを最大限活用し、今後地域が生き残っていくための議論が必要。

・住民参加の方法は地域によっていろいろなやり方があり、知恵を出して、地域から発議できる方法、そして地域ごとに多様性を認める方法で進めていくべき。

地方分権に関する研究会における議論の状況

■ ■ ■　第４回（平成29年3月29日）　■ ■ ■

テーマ：憲法と地方自治について

○　宍戸常寿東京大学大学院教授をゲストスピーカーとして招き、講演後、意見交換

研究会での主な意見（未定稿）

・国の立法プロセスに地方が参画する仕組みが必要なのではないか。その仕組みを検討する中で国の制度、特に国会のあり方を検討するのであれば、憲法典の問題を考えなければいけないのではないか。

・地方六団体の意見具申権や、国と地方の協議の場など法律により地方が国政に参画する制度はあるものの、その参画は内閣や行政を通じた間接的なものであり、直接的に地方が参画するという意味では不十分。

・日本国憲法の第８章において地方自治の本旨を明確化する必要がある。地方六団体としてより大きく声を上げていくべき。

参考資料３

支障事例アンケート調査結果概要（義務付け・枠付け）

■ 調査の趣旨　福祉分野において「従うべき基準」が存置されていることにより生じている具体的な支障事例を把握する。
■ 調査の概要　対象：全国の都道府県及び市区町村
期間：平成28年12月2日～平成28年12月28日
■ 結果　1，788地方自治体のうち、1，736地方自治体より回答。

【支障事例（アンケート結果事例より要約）】

・　保育士の配置について、幼稚園免許所有者など保育従事に必要なスキルを有している職員がいるにもかかわらず、保育士の有資格者でないため、資格基準を満たさず児童を受け入れることができない。

・　児童発達支援センターにおいて、食事を外部搬入して効率化を図り、児童の障がい特性に応じた処遇改善に充てたいが、施設内調理が義務付けられているため実現できない。

・　放課後児童クラブの運営に当たり、平日と土曜日では利用児童数が異なるにもかかわらず、放課後児童支援員の人員配置基準があり、利用児童数に応じた支援員の柔軟な配置ができない。

・　園舎から離れた場所に園庭があるため、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行することができない。

・　介護保険の小規模多機能型居宅介護サービスの利用に際し、居宅介護支援専門員が当該サービスの介護支援専門員を兼務できるよう職員配置基準を緩和してもらいたい。

・　指定障害者支援事業の計画相談支援事業所において、相談支援専門員の人材確保と育成が急務となっているが、養成するまでに５年間かかるため、即戦力となる人材が確保できない。

・　障害者向けグループホームを病院や入所施設と同一敷地内に建築し、連携を図ることで障害者支援につなげたいが、設備基準により設置できない。

※　支障事例の具体的な内容については、引き続き要精査

支障事例アンケート調査結果概要（地域交通）

■ 調査の趣旨　現行の道路運送法等の下での地域交通の現状等について調査し、具体的な支障事例を把握する。
■ 調査の概要　対象：全国の都道府県及び市区町村
期間：平成28年12月2日～平成28年12月28日
■ 結果　1，788地方自治体のうち、1，746地方自治体より回答。

【支障事例（アンケート結果事例より要約）】

・　標準処理期間が長いことや申請手続が煩雑であることにより、ダイヤ改正や運賃改定のタイミングが左右されたり事業者が改定を見送ったりすることがあったため、地方への権限移譲や事務手続の簡略化が必要。

・　道路運送法第21条に基づく実証実験の期間は上限１年とされているが、雪などの影響で季節により利用者数の変動が発生することから、期間上限を長くすることが必要。

・　広域の地域公共交通再編実施計画を策定しているが、この計画を変更する際に、変更に全く関係のない市町村や事業者の承認が必要であり協議に時間を要すため、変更に関係ある市町村や事業者の承認のみで変更を可能とすることが必要。

・　県境をまたいで運行している路線バスにおいて、他県の路線バスとの競合区間における乗降制限により、住民や観光客等の利便性が大きく損なわれているため、乗降制限を地域の実情で解除できるようにすることが必要。

・　バス停留所は路線定期運行の許可を受けたものしか利用できない。地域住民の利便性向上のため、区域運行や自家用有償旅客運送事業等においても既存のバス停留所に停車できるようにすることが必要。

・　雪道だと車高の低いノンステップバスが走行できないため、地域の状況に応じた車輌や設備基準の緩和が必要。

・　コミュニティバスの利便性向上のため路線変更等を検討しているが、関係機関との協議がととのいにくい。制度上、手続の緩和措置が設けられているが、制度活用に関する関係機関の対応が統一されていない。

※　支障事例の具体的な内容については、引き続き要精査